

建設産業常任委員会

1 開 議 令和6年9月11日(水) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第53号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第57号 令和5年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第3 議案第58号 令和5年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

建設産業常任委員会名簿

委員長	滝	田	一	郎	出席
副委員長	君	島	孝	明	出席
委員	内	藤	幹	夫	出席
	岡	野		忠	出席
	秋	山	幸	子	出席
	前	野	良	三	出席
	引	地	達	雄	出席

当局	産業文化部長	齋	藤	勝	芳	出席
	水道局長	五	月	女	真	出席
	商工観光課長	白	井	高	士	出席

事務局	遠	藤	久	子	出席
-----	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（滝田一郎） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、産業文化部長、水道局長、商工観光課長であります。

◎議案第53号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第53号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 産業文化部長の齋藤でございます。また、本日同席しておりますのは、白井商工観光課長でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、議案第53号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところではございますが、本日は担当の白井商工観光課長よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（白井高士） それでは、私のほうからご説明したいと思っております。議案第53号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

48ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の概要であります。企業に対する優遇措置であります奨励金の見直しに伴い、関係部分を改正するものであります。

40ページの議案書を御覧ください。改正内容であります。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第1条は、個人を削ることに伴い、「等」の表現が不要となるため、「等」を削ります。

第2条の定義であります。第1号から第4号までは、使用する用語の一部を修正し、同条第5号及び第6号は、先ほど説明した個人を奨励金の交付対象から外すことに伴う改正となります。

41ページに参りまして、第3条第1項は、今年度4月に市内工業団地も完売したことから、奨励金の全体的な見直しを行い、様々な業種の企業の進出を促すため、第1号の「医療産業等立地奨励金」及び第2号の「福祉産業等立地奨励金」を削り、同条第3号から2号ずつ繰り上げ、改正後の第1号とし、企業立地奨励金を第2号として、ホテル等立地奨励金を規定します。

第4条、42ページに参りまして、第5条、第6条、第7条及び第9条は、使用する用語の一部修正となります。

次に、別表の改正であります。本則第3条の改正の理由で申し上げたとおり、区分中、「医療産業等立地奨励金」及び「福祉産業等立地奨励金」を削ります。

44ページに参りまして、区分中、「企業等立地奨励金」につきましては、「企業立地奨励金」に改め、45ページに参りまして、企業立地奨励金に係る別表右欄の交付の期間及び額中、ただし書の「本社機能又は研究開発機能を有する事業者にあつては10分の10以内の金額とする。」の文言を削ります。これは、企業への奨励金を整理し、全ての奨励金の交付割合を統一するためであります。

45ページに参りまして、ホテル等立地奨励金に係る別表中欄の交付の要件中、第1号は旅館業法の改正に伴いまして、第2条第2項に規定する「ホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業」を第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」に改め、第2号及び第3号は、使用する用語の一部修正及び語句の訂正であります。

46ページに参りまして、第4号として、企業立地奨励金と併せて、「土地を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始していること。」の要件を新設します。

別表右欄の交付の期間及び額中、固定資産税相当額の「10分の10以内の金額」を固定資産税相当額の「5分の4以内の金額」に改めます。

備考として、奨励金1万円未満の端数の取扱いを別表から抜き出して、備考で規定します。

最後に、附則であります。第1項として、この条例は、令和7年4月1日から施行するとし、第2項として、この条例の施行日以前に行った奨励金交付対象指定事業者としての指定は、なお従前の例によることの経過措置を設けます。

以上で議案第53号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（滝田一郎） 議案第53号の説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） 立地奨励金の全体的な見直しを行うためということなのではございますけれども、最後に令和7年4月1日から施行、それ以前のものには従前のものに従うということで、まだ令和7年4月1日は来ていないのですけれども、その間に来たものについては、今までどおりで行うということで、確認でよろしいでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（白井高士） あくまでも施行は令和7年4月1日なので、今年度中に来たものについては従前、今までの条例で適用するという事です。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） そうしますと、資生堂級のもの、もうこの後なくて、5分の4で続けるということだと思ふのですけれども、今後も市内の土地を求めて企業誘致またはホテル立地などの、それは続けるということで、または予定とか、そういうのが何かあるのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（白井高士） 今年度予算において、工業団地適地というのを調査をしています。その結果によって工業団地を造成するかというのはちょっと考えているところであります。

○委員長（滝田一郎） 内藤委員。

- 委員（内藤幹夫） 今回の改正で、個人事業主を除外としているのですけれども、今までに奨励金を個人事業主に交付した実績というものはあるのですか。
- 委員長（滝田一郎） 商工観光課長。
- 商工観光課長（白井高士） 今までではございません。
- 委員長（滝田一郎） 内藤委員。
- 委員（内藤幹夫） 今回、福祉産業等を全部一括にすることなのではございますけれども、福祉産業と医療産業を廃止してということなのですが、取得要件に福祉産業の場合は、土地の取得が1,000平方メートルから、今回改正になった場合は5,000になったりとか、事業所設置の場合は500から1,000とか、従業員が5人から10人という形になると思うのですけれども、そういった要件が厳しくなるというか、それに対して何か対応というか、考えているのかお伺いいたします。
- 委員長（滝田一郎） 商工観光課長。
- 商工観光課長（白井高士） あくまでも今回の改正は、同じく適用の方法ということになりますので、特に今までの、特に優遇というのは今のところ考えてはいないです。
- 委員長（滝田一郎） 内藤委員。
- 委員（内藤幹夫） 今まで福祉産業とか、そういったところに奨励金出したという経緯はあるのですか。
- 委員長（滝田一郎） 商工観光課長。
- 商工観光課長（白井高士） 福祉産業についてはございません。
- 委員長（滝田一郎） 君島委員。
- 委員（君島孝明） 今回奨励金を固定資産税の5分の4ということになりますが、近隣市町の状況はどんなふうになっていますか。
- 委員長（滝田一郎） 商工観光課長。
- 商工観光課長（白井高士） 一応今回の改正に伴って、近隣市町村のやつはちょっと調べてみまして、基本的には同等程度ということで改正を考えて行いました。
- 委員長（滝田一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。
君島委員。
- 委員（君島孝明） 市内にある工業団地が完売したということで、これは早急に次の工業団地造成をしっかりとやっていただかないと、新たな企業の進出ということができなくなってしまいますので、早急にその辺を調査して、なおかつ造成できるように努力していただきたいと思います。
- 委員長（滝田一郎） 意見ということなので、次に進みます。
それでは、採決いたします。
議案第53号につきましては原案を可とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う人あり）
- 委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。
よって、議案第53号 大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第57号 令和5年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第2、議案第57号 令和5年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
水道局長。

○水道局長（五月女 真） 水道局長兼上下水道課長の五月女と申します。私からご説明申し上げます。

議案第57号 令和5年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、本会議の中でご説明申し上げましたが、改めてご説明をさせていただきます。

初めに、資料番号7、大田原市水道事業会計決算書29ページの水道事業損益計算書を御覧ください。令和5年度の水道事業会計決算における当年度純利益は、下から4行目になりますが、1億6,346万5,995円となっており、この内訳については、現金の裏づけのある利益相当額が9,259万2,294円、現金の裏づけのない利益相当額が7,087万3,701円となります。また、その他未処分利益剰余金変動額は、令和5年度減債積立金取崩し額の8,013万4,647円となります。これらを合計した2億4,360万642円が当年度未処分利益剰余金となります。

ここでタブレット60ページ、令和5年度大田原市水道事業剰余金処分計算書を御覧ください。当年度未処分利益剰余金の処分方法につきましては、計算書にありますとおり、現金裏づけのある利益相当額9,259万2,294円を減債積立金に積み立て、現金裏づけのない利益相当額7,087万3,701円とその他未処分利益剰余金変動額8,013万4,647円を合わせた1億5,100万8,348円を自己資本金に組み入れるものであります。

なお、処分後の残高は、決算書に記載のとおり、資本金58億5,348万5,751円、資本剰余金が1億327万2,768円、未処分利益剰余金がゼロとなります。

以上で議案第57号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） ここでちょっと聞いていいかあれなのですがけれども、この積み立てたもので今までの更新などの費用に充てるために内部にためるといふふう書いてあるのですがけれども、今、市内のあちこちで漏水が目立つようになってきていて、今日も梨街道は水が漏れているのですがけれども、湯津上でも2件漏水があったりするので、そういうのではかなり老朽化しているというふう認識していいでしょうか。またそれに充てるということがあるということで……

○委員長（滝田一郎） 秋山委員、ちょっと申し上げます。

質疑終わっていますので、意見で、そういうところがあるので改善してほしいとか必要があるとか……

○委員（秋山幸子） よく調査をして継続していただきたいと思います。

○委員長（滝田一郎） そういった意見にしていただければ。

○委員（秋山幸子） はい。という意見になります。

○委員長（滝田一郎） もう一回端的に一言、二言で言っていただけますか、意見を。

○委員（秋山幸子） 分かりました。この内部留保ということにつきましては、後年度の施設更新などの費用に充てるため、ためるといふふうには書いてありますけれども、既にあちこちで漏水を見かけ、この問題についてよく調査をしていただきたいと思います。意見です。

○委員長（滝田一郎） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第57号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 令和5年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第58号 令和5年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第3、議案第58号 令和5年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
水道局長。

○水道局長（五月女 真） それでは、ご説明申し上げます。続きまして、議案第58号 令和5年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明をさせていただきます。

初めに、資料番号8、大田原市下水道事業会計決算書27ページになります。下水道事業損益計算書を御覧ください。令和5年度の下水道事業会計決算における当年度純利益は、下から4行目になりますが、2億2,446万1,332円となります。前年度繰越利益剰余金はゼロのため、当年度純利益2億2,446万1,332円と、その他未処分利益剰余金変動額1億9,717万7,164円を足した4億2,163万8,496円が当年度未処分利益剰余金となっております。

ここでタブレット63ページ、令和5年度大田原市下水道事業剰余金処分計算書を御覧ください。処分方法につきましては、当年度純利益2億2,446万1,332円は、全額が現金の裏づけのある純利益であるため、2億2,446万1,332円を減債積立金に積み立てることとし、令和5年度に取り崩した前年度の積立金である1億9,717万7,164円を自己資本金へ組み入れるものであります。

なお、処分後の残高は、計算書記載のとおり、資本金42億8,534万8,850円、資本剰余金1億9,428万1,126円、未処分利益剰余金ゼロ円となります。

以上で議案第58号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見をを行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第58号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 令和5年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（滝田一郎） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

午前10時21分 散会